

地方再犯防止推進計画の策定に向けて

第1回板橋区再犯防止推進計画検討部会
2024年12月23日
東洋大学福祉社会デザイン学部
戸井 宏紀

地方再犯防止推進計画

- 都道府県及び市町村は、(国の)再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。(第8条第1項)
 - 都道府県及び市町村は、[地方再犯防止推進計画](#)を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。(第8条第2項)
- 再犯防止推進法第8条に努力義務として規定
- 計画の期間や変更時期については定めなし(地方公共団体の実情に応じて設定可能)
- 関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することも可能

社会福祉法と福祉計画

社会福祉法の目的

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(「[地域福祉](#)」)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

地域福祉の推進

第4条 [地域福祉の推進](#)は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ[計画的な実施](#)が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2017年改正社会福祉法(2018年4月施行)

社会福祉法第107条及び108条の改正により、市町村及び都道府県は、地域福祉(支援)計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め上位計画として位置づけられるなど、地域福祉計画の位置づけなどが見直された。

- 地域福祉(支援)計画の策定が「[努力義務](#)」とされた。
- 「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を定め、他の分野別計画の「上位計画」として位置づけられた。
- 策定した地域福祉(支援)計画について定期的に、「調査、分析及び評価を行うように努める」ことが明記され、[PDCAサイクルを踏まえた進捗管理](#)の必要性が示された。

地域福祉計画

都道府県	地域福祉支援計画	広域的な見地から市町村の地域福祉の支援に関する事項を規定
市町村	地域福祉計画	地域福祉の推進に関する事項を一体的に規定
市町村社会福祉協議会が中心	市町村地域福祉活動計画	社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行うもの、社会福祉を目的とする事業(福祉サービス)を経営するものが協働して地域福祉を推進することを目的とした民間の活動・行動計画

地方再犯防止推進計画策定の特徴

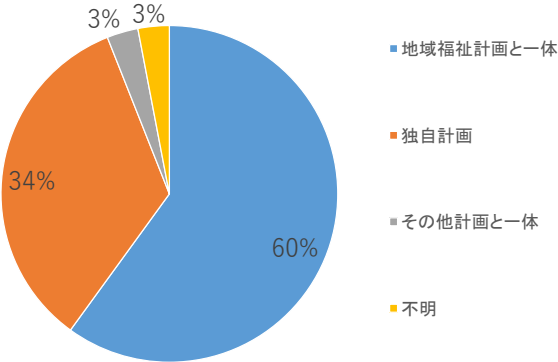
調査対象: 地方自治体策定の地方再犯防止推進計画
⇒ 全国の指定都市、および東日本の市区町村計135自治体を対象

方法: 計画の内容分析 (Content Analysis)

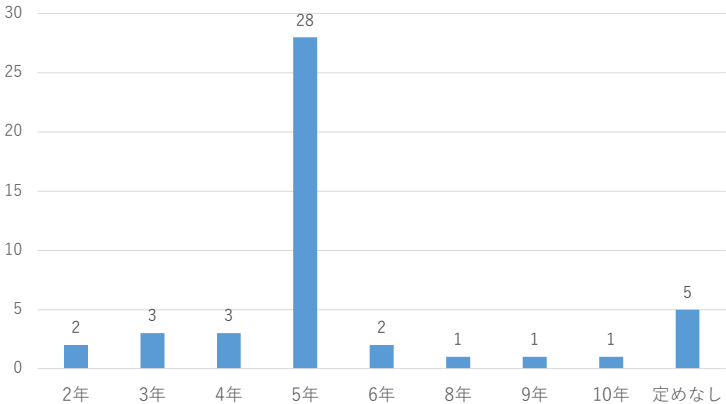
- ・計画の形態
- ・計画の期間
- ・主管部門
- ・策定委員(司法関係機関以外)
- ・ケース分析

戸井(2024)「地方再犯防止推進計画から見た地域連携の課題と可能性」より

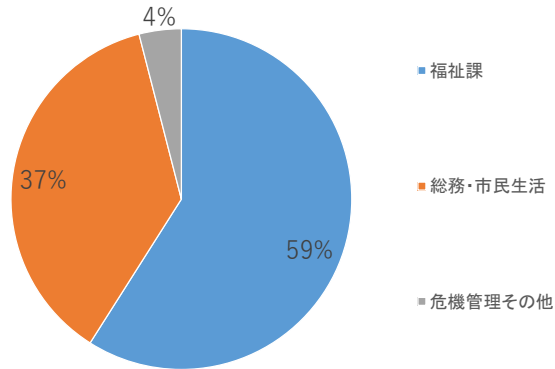
地方再犯防止推進計画の形態



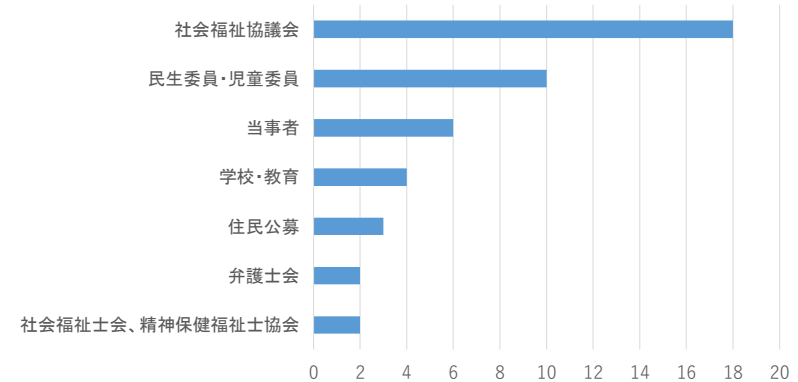
独自計画策定自治体の計画期間



独自計画の策定主管部門



計画策定委員会への参画(司法関係機関以外)



地域福祉計画との関係

生活困窮者自立支援方策との関連

- 策定済み1,492市町村のうち、1,247市町村(83.6%)が「地域福祉計画へ盛り込んだ」と回答し、「地域福祉計画と別の単独計画として策定した」のが14市町村(0.9%)、30市町村(2.0%)が「作業中である」と回答している。

成年後見制度利用促進計画との関係

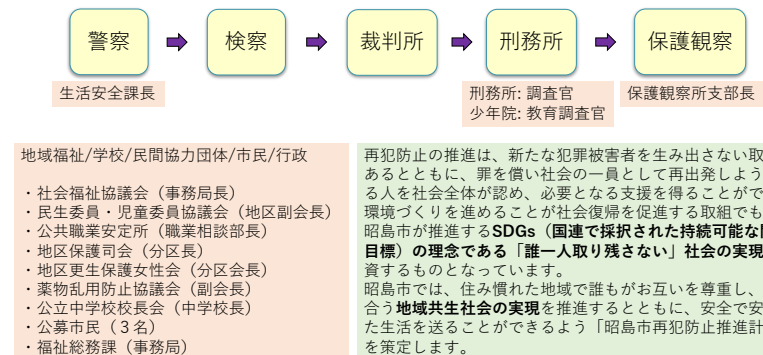
- 策定済み1,492市町村のうち、626市町村(42.0%)が「一体的に策定している」と回答し、100市町村(6.7%)が「地域福祉計画を活用して策定」と回答している。

地方再犯防止推進計画との関係

- 策定済み1,492市町村のうち132市町村(8.8%)が「地域福祉計画と共通の内容を盛り込んでいる」と回答し、325市町村(21.8%)が「地域福祉計画を活用して策定した」と回答している。

市町村地域福祉計画策定状況等の調査結果概要
(令和5年4月1日時点) 厚労省資料より

地方再犯防止推進計画策定委員会（東京都昭島市）の例



第二次再犯防止推進計画(2023年度～2027年度)

基本的な方向性

1. 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“**息の長い**”支援を実現すること。
2. 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための**相談拠点**及び民間協力者を含めた**地域の支援連携(ネットワーク)拠点**を構築すること。
3. 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、**地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進**するとともに、**国・地方公共団体・民間協力者等の連携**を更に強固にすること。

出典：法務省

第二次再犯防止推進計画(2023年度～2027年度)

7つの重点課題

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ **民間協力者の活動の促進等**
- ⑥ **地域による包摂の推進**
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等

出典：法務省

第二次再犯防止推進計画(2023年度～2027年度)

国・都道府県・市町村の役割分担について

国	・ 刑事司法手続の枠組みにおいて、犯罪をした者等が抱える課題を踏まえた必要な指導・支援を実施する。 ・ 再犯防止に関する専門的知識を活用し、刑執行終了者等からの相談に応じるほか、地域住民や、地方公共団体を始めとする関係機関等からの相談に応じて必要な情報の提供、助言等を行う。
都道府県	・ 広域自治体として、 ・ 市区町村職員に対する再犯防止に関する研修や域内のネットワークの構築など、市区町村に対する必要な支援を行う。 ・ 市区町村が単独で実施することが困難と考えられる、就労・住居の確保に向けた支援や罪種・特性に応じた専門的支援などを実施する。
市区町村	・ 地域住民に最も身近な地方公共団体として、 ・ 福祉等の各種行政サービスを必要とする者、特にこうしたサービスへのアクセスが困難である者等に対して適切にサービスを実施する。

出典：法務省資料「地方公共団体における再犯防止の取組を促進するための協議会(令和4年度)」

これからの地域における再犯防止の取り組み

